

文化財の保存と活用 ー所有者の立場からー 重要文化財「服部家住宅」

服部家 14 代当主 服部 初弥

皆さん、こんにちは。弥富市から参りました、服部初弥と申します。よろしくお願いたします。私はこういうところで話すのは初めてで、非常に緊張しております。たまにおかしなことを申し上げるかもしれませんが、お赦してください。では、「文化財の保存と活用」と題し、所有者の立場からお話ししたいと思います。

1. 重要文化財「服部家住宅」について

私が住んでおります愛知県西部というのは、木曾川、長良川、揖斐川という、いわゆる木曾三川が流れ、濃尾平野の広がる地域です。弥富市は、その一番西に位置しています。ここに、私の住む「服部家住宅」があります。

私の家は、「表門」、「主屋」、「離れ座敷」が国の重要文化財として指定され、また門に付いた「塀」、「敷地」、「文庫蔵」も指定を受けております。

昭和の大修理を終えた「服部家住宅」の、1980年(昭和55年)頃に撮った航空写真をご覧ください。まず、「門」があります。それに付いて「塀」があります。そして「主屋(おもや)」があります。普通は「母屋」と書きますが、うちの場合は「主屋」と書きます。区別するために「しゅおく」と呼ぶことも多いです。そして「離れ座敷」があり、「文

庫蔵」、「道具蔵」があります。また、明治の頃に建てられた建物があります。そこでは昔、味噌や醤油を造っていました。座敷があつたりもしますが、昭和の大修理の時に主屋を解体・修理して住む所がなくなったので、本当に住むだけの部屋を造りました。増築などし、現在は管理棟として主にそこで生活していますが、主屋のほうも使っています。なお、「茶室」がありますが、実はここは指定を受けていないため、結構やっかいなのです。

(1) 文化財指定を受けると…

1) 文化財維持のための義務

文化財の指定を受けると、文化財維持のためにいくつかの義務が生じます。

一つ目は、「景観」についてです。樹木の剪定、落ち葉の清掃、草抜き等というのは、なかなか大変です。

二つ目は、「防災」についてです。防火装置、避雷針の点検、維持が必要です。

三つ目は、「小修理」です。どうしても破損や老朽化は起きるので、部分的な修理をしています。

2) 重文民家の実状

重要文化財といっても、一般的に知られている神社・仏閣などとは異なり、服部家

住宅のような民家というのは、略して「重文民家」といいます。少し古いデータですが、重文民家は全国で332件あります。このうち服部家住宅のように、個人所有の重文民家は60%にのぼります。他に38%の126件が公共団体の所有で、内76件(全体の23%)が移築されています。

「服部家住宅」が重要文化財として指定を受けたのは1974年(昭和49年)です。指定を受けた当時は、まだ弥富町の時代で、毎年60万円の補助金をいただいていた。今年は弥富市に合併してちょうど10周年です。弥富市になってからは毎年90万円の補助をいただいているが、もちろんそれだけでは全然足りず、前述の3つの義務もほとんど自費で賄っているのが現状です。今は文化庁の方も割と理解して下さるようになりましたが、昔の調査官は、「ここはあなたの家なのだから、あなたが直しなさい」というふうにもおっしゃいました。先ほど報告をされた曲田さんの話のなかで「大庄屋」という言葉が出ていましたが、うちも昔は大庄屋を務めており、尾張徳川家からいろいろと補助をいただいたり、また戦前までは土地も所有していたので、そういう収入で賄うことができました。しかし戦後は、農地解放などもあり、ほとんど自費で賄うことになりました。特に私の父の時代は、給料や退職金のほとんどを、前述の3つの義務のために費やしていました。

本日は、「所有者の立場からの、保存と活用の苦勞」という苦勞話になってしまうかもしれませんが、お話ししたいと思います。

(2) 服部家住宅の概要

1) 主屋、表門、離れ座敷(重文指定)

服部家住宅のなかでは、「主屋」の建物が一番古く、400年以上経っています。1576年(天正4年)の建築とも言われ、ちょうど今年(2016年)で440年になるわけです。江戸中期の1653年(承応2年)頃に修復が行われ、文政・天保年間には改造されています。

「表門」は、本来は「長屋門」でした。門の入り口の両側は、人が住める状態で、戦前までは女中さんがその長屋に住んでいました。実は、昭和の修理の際に、復原するというので文化庁の方がいろいろ考えてくださったのですが、とても人が住めるような状態ではありませんでした。板の間と土間がそれぞれ門の左右にある状態です。現在は農機具や掃除道具の置き場所になっています。そのことについて文化庁の方は一応謝ってくださり、「今度きちんとします」とも言ってくださいましたが、まだそこまでは至っておりません。

「離れ座敷」は、1780年(安永9年)に、多度神社のある多度町(桑名市)から移築しています。また、江戸の中期に、庇を造ったり、茶室を造ったり、水屋を造るなどして増築しています。離れ座敷は、昭和の修理でも手を掛けたのですが、瓦屋根なので重く、梁がたわみ、中の襖を外すのもなかなか大変な状態が今でも続いています。

なお、主屋や表門の屋根の茅葺きが、一つ大事なことになります。現在、愛知県には茅葺き職人さんがおられません。2001年(平成13年)の小修理でも、文化庁の方に相談し、東大阪市の方をお願いしました。茅も、昔は木曾川の河口で肥料を与えて育てていましたが、今はないので、東大阪市

の方が所有されていた青森県産の茅で葺き直しました。

また、2012年(平成24年)に、主屋と表門の葺き直しをいたしました。その際は、宮城県石巻市の業者さんをお願いしました。2011年(平成23年)の東北の地震では、その会社の方も被害に遭われたのですが、翌年に宮城県から来て葺き直してくださいました。このときは、山形の最上川の茅を使用しました。

2) 椎の木、仏壇、記念石(保存)

では、当家で保存しているものをご紹介します。

先ほども申し上げましたが、尾張徳川家とはご縁があります。特に8代目の宗勝公とは深いつながりがありました。ご誕生から10歳まで、当家で養育させていただいたのです。その時にお手植えされた「椎の木」があったのですが、残念ながら伊勢湾台風で1か月半ほど塩水に浸かり枯れてしまいました。落ちた種から少し出かかっていますが、当時のものは完全に枯れてまっています。

また、徳川さんからいただいた「仏壇」があります。これも伊勢湾台風の時にばらばらになってしまいましたが、祖父母や父が部品を集めて何とか復旧させました。全部が元どおりになったわけではありませんが、現在も使っています。扉を見ると、昔は金箔が張ってあったのではないかと思われるような痕跡があります。

また、名古屋城を築城した際にいただいた「記念石」があります。石には、漢字の「十」と、その下に「一」が彫られ、その「十」と「一」全体を丸く囲む線が彫られています。これについては、石の専門の方がいらっしやっ

た時に見ていただき、「間違いなく本物でしょう」というお墨付きをいただきました。今、名古屋城を木造で復原するという話がありますが、よくよく考えると、名古屋城ができる前から私の家はあったのだと、実感しているところです。

3) その他

「離れ」については、前述のように、移築されたものです。江戸時代まで佐屋に代官所があり、1847年(弘化3年)に建替え工事がされています。この工事で代官所から襖や障子を譲り受けており、離れ座敷では現在も使用しています。廃藩置県で藩がなくなる時のものだったら、もっときれいなものだったかもしれません。1891年(明治24年)の濃尾地震の時、周辺の家屋は倒壊したと聞きますが、当家は残ったとの記録があります。また戦後、1947年(昭和22年)に高松宮様が農業視察にいらっしゃった折に、この離れ座敷に泊まれたと聞いています。当時の新聞にもそのことは載っています。

また、伊勢湾台風以前まではかなりの樹木が茂っており、昼間でも薄暗くて怖かったという話を聞いていますが、現在は他と変わりません。残念ながら、1959年(昭和34年)の伊勢湾台風で1か月半ほど塩水に浸かったため、今はそれ以降の50年ほどの樹齢の木しか残っていません。

また、戦前は女中さんや下男さんに来てもらっていましたが、戦中・戦後は供出や農地解放で財産や土地も減り、祖父の時代は非常に苦労したと聞いています。

なお、指定を受ける以前は、主屋と離れ屋敷に住んでいました。かつては五右衛門風呂があり、私も小学生の頃は入っていま

したが、現在は残っていません。

2. 修理などの状況

(1) 昭和の大修理

第1次(1975年～1980年)

第2次(1992年～1994年)

1974年(昭和49年)に指定を受けると、まず表門から、これは完全に解体し、修理しています。また1978年(昭和53年)に主屋を、これもほぼ解体しました。柱や梁だけ残し、屋根から壁から全部解体し、復原しています。その後に、離れも修理しています。

それらの工事費の総額は、1億2,000万円でした。当時の工事費負担率は、国が80%、私どもは5%ということでした。私どもの負担は600万円ほどですが、電気代や職人さんたちに出すおやつ代なども含めると、たぶん1,000万円は超えていたと思います。それぐらいの金額を負担しなければならないのです。

そして1992年(平成4年)、「文庫蔵」も解体修理をしています。これは漆喰の、防火扉もあるような本格的な蔵です。

(2) 主屋の修理(2001年)

1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災では、この辺りでも震度3の揺れがあり、その揺れで、主屋の柱が傾きました。そこで、つかえ棒をして、他の柱と金具でつなぎ、復旧させました。屋根も南半分の、下半分だけ葺き直しました。

このときの私どもの負担率は8%でした。総額で約450万円の工事です。

1891年(明治24年)の濃尾地震や1944年(昭和19年)の東南海地震では全く異常がなかったと聞いていますが、震度3くら

いの地震でこのような工事をしなければならなかったというのは、昭和の大修理のやり方に疑問が残ります。目に見えない所で、いわゆる手抜き工事をしており、現在でも高さが合っているべき所に段差ができていたり、梁がたわんで襖が外しにくいなどの不具合があります。そんな工事によく検査に通ったものだと不思議に思っています。

(3) 茅葺き屋根、老朽化のため葺き替え

(2012年11月～2013年10月)

私の代になってからですが、2008年(平成20年)頃から屋根の老朽化が気になってきました。特に主屋と表門の屋根はひどい状態でした。茅がすり減ってしまい、本来見えてはいけないはずの内にある竹が見えてしまう箇所もありました。また、北側は、太陽が当たりにくいので、苔が生えています。特に表門の方は傾斜がきついので、苔が大きくなると転がって落ちてきます。逆に、主屋の北側は傾斜が緩く、屋根の表面を雨水があまり流れないため水が染みこみ、瓦と茅の間の隙間をぬって雨漏りするようになっていました。主屋の西側は、住んでいる畳までは漏れませんでした。その上の天井あたりまでは雨漏りを確認することができました。

そこで、2008年(平成20年)から「そろそろ葺き替えたいのですが」と国に申請しました。この申請も、直接文化庁に「そろそろ工事をやってもらえないか」と出すことはできません。まずは市役所へ出して、市役所から県へ出して、それから文化庁へ出すという、そういう順番で進めなければいけないので、申請から工事が始まるまで4年もかかっています。それで、2011年(平成23年)は東北で地震があったので、申

請はしたけれどしばらく工事はしてもらえないだろうと思っていたところ、2012年(平成24年)に工事ができることになりました。ちなみに、東北の地震では、重文民家に住んでいる茨城の方のお宅は水に浸かって大変だった、とお聞きしています。

その葺き直し工事のおかげで、朽ち果てた屋根が立派になりました。それで、カラスがたくさんいるので、鳥避けのために釣り糸を張ってもらいました。ところが、糸の間隔が広すぎて、糸と糸の間には何も無いということを学習されてしまい、カラスが茅を引き抜こうとして、半分抜けた状態の所があります。4年ほど経ちましたが、そのままの状態です。

(4) 茶室(指定外)屋根の葺き替え (2015年5月～6月)

先ほど、未指定の茶室があると申しましたが、実はここの茅の老朽化が最も激しく、たらいを畳に置くほどではありませんでしたが、雨漏りはしました。ここは特にひどかったので、板とゴムシートで仮設の屋根を造ってもらい、長い間みすぼらしい姿だったのですが、2015年(平成27年)にようやく目処がたち、葺き替えをしてきれいになりました。

これは指定外なので、工事費の100%を個人負担しています。約380万円かかりました。

(5) 火災報知器に関する工事 (2016年10月～12月)

実は、火災報知器の本体機械は、昭和の大修理が終わった1980年(昭和55年)から使っているものです。35年余り経っており、本体よりも先に煙感知器やその他

諸々に不具合が生じて交換をしてきたのですが、ついにこんな古い本体では接続できなくなりました。

そこで、2015年(平成27年)から申請をしていたところ、火災報知器については審査が通りやすかったのですが、4月に熊本で地震が起きたため、「2017年(平成29年)の2月、遅ければ平成29年度にしか工事はできません」という話になりました。それが2016年(平成28年)9月に突然、「平成28年度工事をやることになりました」と連絡があり、10月から2か月の工期で火災報知器の工事をするようになりました。

これは、個人負担率10.5%です。総額が300万円なので、屋根の修理に比べれば安いですが、35年間そのままだった部分もあるので、かなり大変な工事だといえます。

3. 文化財の保存と活用における苦勞

次に、保存と活用について苦勞していることをお話しします。普段の生活は、前述のように管理棟が主です。

年中行事がいろいろあり、最大のものは今ユネスコ登録で話題になっている尾張津島天王祭です。年末年始もいろいろ行事があります。また、見学等での来客があります。文化教室、演奏会や講演会、華道やお茶会も実施しており、そういうときには主屋や離れを使っています。また、仏壇があるので、毎月お寺さんに来ていただいています。

ただ最近では、文化教室の生徒がなかなか集まりません。というのは、交通の便が悪いからです。わが家は東名阪自動車道の弥富インターチェンジのすぐ近くですが、弥富駅から約3キロメートル離れており、歩

くと30分ほどかかります。そんなわけで現在は、古文書の会、華の教室をやっている程度です。

また、敷地についても指定を受けているので、増改築が簡単にはできません。申請するにしても、市、県、国という順番を守らないと許可がいただけません。

また、文化財維持のための義務となっている「景観維持」については、素人の私でも落ち葉の清掃ぐらいはできますが、樹木の剪定はさすがにできません。ただ、本職に頼むと高いので、シルバー人材センターにお願いしています。

(1) 文化庁調査官の指示と費用

放水銃を囲むケースについては、当初はトタンのような薄い金属でできていましたが、錆びてしまい、修理が必要となりました。昭和の大修理の後に不具合が出て、教えを請うたところ、「錆びないようにステンレスで造りなさい」と言われました。放水銃は3台あるのですが、外回りの器だけで1台につき60万円かかり、180万円を費やしました。

主屋の雨戸(4枚)も、「同じ材料で同じ大きさのものを造りなさい」ということで、これも1枚につき5万円かかりました。

門扉は両開きです。枠はあるのですが、門扉の板については替えなければいけないような状態です。ただ、扉は大きな1枚板で、これだけのものを2枚用意しなければなりません。材料が見つからないわけです。この間の修理でも、留め金だけはペンキを塗ってきれいにしましたが、板の交換までには至っていません。このように、昔の文化庁はここまで要求するので、私の父は怒り、いろいろ申し上げたところ、「あ

なたの家なのだから、あなたが直して当然」と言われたわけです。「それなら指定を取り消してほしい」と言ったら、「名誉なことでしょう」と言われ、「名誉ではなく迷惑だ」と言い返し、いろいろ押し問答があったようです。要するに、「国の面子」なのでしょう。他にもいろいろありますが、以前、桑名市出身の方が文化庁長官をされていたので、「一度帰られたときに寄ってください」と調査官に伝えたのですが、結局来てくださることはありませんでした。きっと伝わっていないのでしょう。

(2) 防災、防犯

一つ、非常に心配していることがあります。夏になると、周囲でロケット花火を打ち上げたりしますが、それが屋根に刺さったら一貫の終わりです。ヒューという音を聞くと、私は寒気がするとか、非常に怖い思いをしています。

また、見学者のマナーが、非常に気になります。黙って入ってきて、黙って上がり込んで、挙げ句の果て、置いてある物を勝手に触る人もいます。注意したら、「見せられない家だったら門を開けておくな」と逆ギレされたこともありました。さすがに困って、看板を出したのですが、それでも勝手に入ってくるので、「ここは重要文化財ですが、住んでいるので、予約していただかないとお見せできません」というようなことを書いて、門だけでなく、塀や反対側の北側の塀など4か所に看板を出しました。それで随分と減ったのですが、それでも塀越しにカメラで写す人たちはいます。さすがにそのときは私が飛び出して行って、叱りました。そういう人たちがいるので、今は防災よりも、防犯のほうが気になっ

ているところです。

(3) 現在の維持費の捻出方法

維持費については父が苦勞したので、その捻出方法については私も考えています。文化財の活用にもつながると思い、文化財でのコンサート、お茶会、展示会等を開催したり、前述のように文化教室も実施しています。見学料についてもいただくことにして、看板には「中学生以上は300円以上お願いします」というようなことを書いています。また、ほとんど売れませんが、手拭いや絵葉書などの販売もしています。

バブルの頃にマンションでも建てればよかったですのですが、資金の関係でなかなかそういうこともできず、現在に至っています。

4. 最後に

防災、そして防犯が一番の心配事です。特にマナーの心得のない方がいるので心配です。

NPO法人で「全国重文民家の集い」という団体があり、私も所属しています。これは、全国の重要文化財の指定を受けた民家を所有されている方の集まりで、今年で40年、法人になって10年ほどになります。総会には文化庁の建造物課長さんなどが出席されますが、直談判するにはいい機会となっています。

4年前の屋根の修理は、2012年(平成24年)11月～翌年10月と、年をまたぐ1年間で工事を行いました。2013年(平成25年)10月に工事が終わったのですが、年末になってもなかなか県の補助金がもらえなくて、業者さんに泣きつかれました。仕方がないので、有り金をはたいても一部しか

負担できませんでしたが、立て替えました。ただ、年を明けてもなかなか入金されないもので、市役所の方から県に話をさせていただいて、ようやく1月末に入金があり、事なきを得ました。要するに、工事は年度末に終わるものばかりではない、ということが言いたいわけです。そのへんのことを県の方にはご理解いただきたいです。今やっている火災報知器の工事も、10月～12月の工期なので年度の途中で終わりますが、そういう事情があるということを忘れないでいただきたいと思います。

日本は文化国家だといわれますが、民家にも目を向けてこそ初めて「文化国家」といえるのではないのでしょうか。

以上です。ありがとうございました。